

連結会計制度上の支配力の変遷と ICO トークンの取扱い

神 納 樹 史

1. 本稿の目的

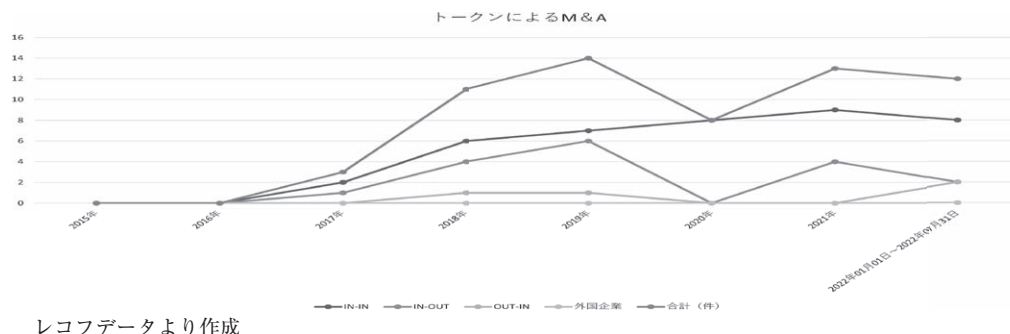
『連結財務諸表に関する会計基準』（以下『基準』とする）において、親会社は、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している企業をいい、子会社とは、当該他の企業をいう、と定義されている（6項）。さらに、「他の企業の意思決定機関を支配している企業」として、まず、「他の企業の議決権の過半数を自己の計算において所有している企業」、次に「他の企業の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している企業」が挙げられている（7項）。このように、親子会社関係は、株式保有関係に基づいている。しかしながら、株式会社のみを連結対象とすると、粉飾決算を行なう会社が出てきた¹⁾。そこで、2006年9月に公表された実務対応報告20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（2006年9月公表）は、業務執行の権限がある場合は投資事業組合に対する支配力又は影響力により判断することとなり、業務執行の権限がない場合は、出資者からの出資額や資金調達額の状況、投資事業から生じる利益又は損失の享受又は負担の状況等により判断している。また2006年9月に公表された実務対応報告21号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」は、有限責任事業組合契約によって成立し、組合員の有限責任が法的に担保されているなど、民法上の組合を活用して事業活動を行うにあたっての限界に対応するために創設された組合も、子会社及び関連会社の範囲に含めることになった。2007年8月に公表された実務対応報告23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」は、受益者が2人以上ある信託における受益者は、原則として当該信託を子会社とするとし、信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがある信託においては、『基準』7項で示す「他の企業の議決権」を、「信託における受益者の議決権」と読み替えることとした。このように、株式所有に限らずに、支配を認めるようになった。

ところで、有価証券報告書等において、暗号資産を記載している企業数は増加してきている（柳田2022）。例えば、レコフデータで、検索期間1996年1月1日から2022年7月31日、「トークン」で検索したところ、2016年以降からトークンによるM & Aの件数が増え

連結会計制度上の支配力の変遷と ICO トークンの取扱い

ている（〔図表 1〕）。

〔図表 1〕 トークンによる M&A



今年は、7月31日の時点で既に12件あり、前年が13件あったことから、今後も、その件数は増えていくものと思われる。このため、早期に基準開発を求める声も高まっている²⁾。しかしながら、各国とも検討は進められているものの、ICOトークンの個性が高いこともあり、わが国においても、企業会計基準委員会は、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下、論点整理）を公表し、ICO（Initial Coin Offering）トークンに関して会計処理等検討しているところである³⁾。

既述のトークンによるM&Aの内訳としては、資本参加が48件、買収が8件、出資拡大が1件、合併が1件、出資拡大が1件、事業譲渡が1件であった⁴⁾。このように資本参加が多く、一方の企業が資金援助を目的として他社の株式を取得しているにすぎず、企業の経営に関与する目的ではないものの、資本提携及び資本参加を経て、子会社化していくことが考えられる。すなわち、今後は、株式保有以外の資金調達によっても、会社間の繋がりを深めていくことが増えていくことも予想される。そこで、現在、親子会社関係は、主に株式保有に基づく支配力基準を採用しているが、株式以外の資金調達による場合、連結の範囲に入れるべきかどうか問題となることが予想される。そこで、本稿は、制度の変遷からの支配力を再考し、トークンと支配力との関係について検討していく。

2. 連結の範囲の制度的変遷

(1) 米国における連結の範囲

米国では、企業は19世紀末頃から自発的に連結財務諸表を公表していたが、企業の任意による公表は、粉飾を招くようになったため、1933年証券法及び1934年証券取引所法から

ようやく連結財務諸表の制度が整備されていった（小栗2003, 山地2000等）。最初に会計制度として取り上げられるのは、SHM（1938）である。SHM（1938）は、公表された当時の標準的な会計実務を反映しているとも評価されている（中村1997）。

SHM（1938）は、連結財務諸表を統一された所有及び支配関係が存在するすべての場合において実務上有用かつ必要なものとしている（p. 101）。すなわち、既に「支配」という言葉が用いられていた。具体的に、次のように規定している。「親会社の子会社における支配的持分（controlling interest）を所有する場合にのみ利用されるということが一般に認められている。この通常の解釈と証券取引委員会によって認められている原則は、50%を超える議決権のある株式が所有されなければならないというものである」（SHM 1938 p. 101）。しかしながら議決権付株式の過半数所有のみを連結の範囲としているわけではない。「株式が少額所有の株主に広く分散して所有されている場合には、実際のところ支配は50%以下の所有でも可能である。株式の所有による支配のみならず、すべての設備が長期間のリースとして稼働している場合には、株式の所有による支配と同様に有効な支配を行うことが可能であることから理論的に連結財務諸表が利用される」（SHM 1938 p. 102）。このように、株式所有が幅広く行われている場合も支配を認め、リースを挙げている。リースは、賃貸借契約日を意味するが、米国においては、企業の設備調達の一手段、すなわち一種の金融手段として、主に機械・設備を長期間にわたって賃貸するものであり、貸主としては、土地及び建物等を手放すことなく、他人に使用させて経済的な報酬を獲得するものである（紙2003 p. 9）。リース取引時の処理を確認すると、

（借方）リース資産 ××× （貸方）リース債務 ×××

という仕訳が行われる。このように、リース債務は貸方に計上される。株式所有による場合は資本金となるため、貸借対照表において同じ貸方に計上される。SHM（1938）は、これらは資金調達において変わらないと捉え、「支配的持分」という用語を用いたと考えられる⁵⁾。

その後公表されたSEC（1940）のRegulation S-Xは、株式の過半数所有関係にある親子会社を連結するとして「支配」という用語を用いていない（Rule4-02）。また議決権付株式の過半数所有関係にある親子会社であっても保険会社、投資会社、銀行とは連結しない（Rule4-09～4-12）。このように会社の業種を問題としている。またSHM（1938）に比べると、より資金調達の範囲を狭めることとなった。

1954年にAAAが公表したのがSupplementary Statement 7号（以下SS7とする）である。SS7は、連結の範囲を次のように規定している。「企業集団を構成している会社の結びつきは、個々の子会社の発行済み株式のすべてが親会社によって保有され、どの子会社も多額の社債を持たずに、そして個々の子会社が親会社の一部門または一つの課であるかのように運営されている場合に、最も明らかとなる。無視できない外部持分が存在していても、支

配的な地位を占める『支配的な中心的財務持分』が存在し、この支配持分がすべての連結会社の営業活動及び財産について、『経営管理的支配（administrative control）』を有しているとき、連結する必要がある」（SS7 p. 194.）。このように、株式所有を中心とした考え方を反映する「支配的な中心的財務持分」に加えて、連結会社の営業活動及び財産を取り上げた「経営管理支配」が示されている。それぞれを、次のように説明している。

まず、「支配的な中心的財務持分」である。「支配的な中心的財務持分が存在することが、連結の必須の条件である。通常、この存在は、明確かつ認識可能である。しかしながら、その存在が明瞭ではない場合には、その判定にあたって、他の会社に対する株式所有の額および種類、取締役会に選出された者の顔ぶれ、社債および株式の契約における制限事項や制限立法等を考慮に入れる必要がある。議決権付株式の相当割合の所有は、通常支配的な中心的財務持分の存在の要件である。ただし、株式の所有だけではそのような持分の成立および持続に十分でない場合もある。さらに、ある企業集団において、その企業集団を構成する会社のうちの会社をとってみても、またはその他の財務持分をとってみても支配的なものとして明らかでなくても、それらが相互に結びついていることがある。このような状況のもとでは、連結は有用でない。しかし、多くの場合、発行済議決権付株式の過半数の所有があれば、支配的な中心的財務持分が存在するということを確認するのに十分である」（SS7 p. 194.）。すなわち、「支配的な中心的財務持分」は、株式保有を原則としつつも、株式保有割合がわずかであっても、取締役会の構成及び社債、株式の内容もみて、実際は株式保有に基づいた力、すなわち議決権を行使するなどにより、企業集団において中心的な存在になって、支配できるかどうかにより決定するものである。つまり、「支配的な中心的財務持分」は、連結の範囲を決定する場合、議決権付株式の保有を通して企業集団において中心的地位を占めているかどうかを基準とするものである。

次に、「経営管理的支配」である。「『経営管理的支配』も連結には欠かせない条件である。経営管理的支配とは、その構成単位の一つ一つがより大きな事業体の部門または支店であるかのように統括されていることを意味する。連結の範囲に含める会社は、企業集団の主要業務としている活動に直接貢献するような製品を生産するか、職務を果たすか、または用役を提供しなければならない。したがって、親会社の主たる活動とは異なる営業活動を行う子会社、例えば、親会社が製造会社であり、子会社が金融会社であった場合は、連結の範囲から除外してもよい」（p. 195.）。すなわち、「経営管理的支配」とは、連結の範囲を決定する場合、企業集団の活動が統合されているかどうかを基準とするものである⁶⁾。

このように「支配的な中心的財務持分」は、主に株式保有によって連結集団において中心的な地位を占めているかどうかを、「経営管理的支配」は、企業集団の営業活動が統合されているかどうかを基準とするものである。すなわち、前者は、株式保有に基づいて構築された支配従属関係を見ている。いわば、垂直的な関係を捉えている。後者は、営業活動によっ

て構築された関係であり、いわば水平的な関係を捉えている。SS7の公表以前は、垂直的な関係が中心だったが、SS7は水平的な関係も考慮するようになった。

その後、AICPAから1959年にARB51が公表された。ARB51は、「連結財務諸表は、各個別の財務諸表よりも有用なのは、連結会社のうちある会社が、直接的または間接的に、他の会社に支配的財務持分（controlling financial interest）を有する場合であり、この場合、当該会社の状況を適正に表示するために通常必要である」と規定している（p.196）。このように、連結財務諸表は、支配的財務持分が直接的または間接的に保有関係にある会社によって構成される企業集団のために作成される。支配的財務持分については、より具体的には、「連結の方針」（consolidation policy）として、「支配的財務持分を保有するための通常条件は、議決権のある持分を過半数保有することである。したがって、一般原則としては、ある会社が他の会社の社外発行済議決権付株式のうち50%超を直接または間接に保有することが、連結する条件であるとするものである」と規定している（par.2）。このように、ARB51号は、議決権付株式の過半数の保有により、そして、その株式の保有形態は直接的なものだけではなく、間接的なものも含んでいる。したがって、ここで想定されている連結集団は、親子会社関係ではなく、孫会社までも含めたものになる。ARB51以前に比べると、より下位の会社まで含めた広範囲にわたる垂直的な関係を明記している。

ところで、SS7と比較すると、SS7も含めてARB51以前のもは「連結の範囲」としていたのに対して、ARB51は「連結の方針」としていた。ARB51は、なぜ、「方針」としたのだろうか。それは、どういった会社を連結するのかわかを決める方針を採用する会社、すなわち、親会社を重視していることが考えられる。SS7では水平的な関係も考慮されるようになっていたが、ARB51では親会社による直接的な株式保有だけではなく、間接的な株式保有も明記し、より垂直的な関係を考慮することにも関係していることが考えられる。この考え方は、SFAS94にも引き継がれた⁷⁾。SFAS94は、連結のための通常条件が発行済議決権付株式の過半数所有に加え、潜在的なものも含めた議決権付株式を認めるようになった。

その後、FASB（2017）は、事業体のタイプにより異なるアプローチをとり、議決持分の場合には「議決権による連結」、変動持分事業体の場合にはリスクと経済価値モデルによることを、それぞれ規定している（810-10-15-8）。前者は、議決権の過半数所有を基本としつつも、例えば、パートナーとの契約、リース、合意または法廷の決定などにより支配力の存在が認められれば、より少ない所有割合でも連結することを認めている（810-10-15-8A）。後者は、「持分投資が不十分であること」と「投資家が支配財務持分保有者でないこと」のいずれかを満たした場合には「変動持分事業体」に該当し、この場合も連結する。後者は、議決権が存在することなく支配関係が存在していたとしても、議決権を基本に連結の範囲を決定するARB51では対応できないため、粉飾決算が生じたため、これに対応するために設けられた。

このように、米国の連結の範囲は、議決権の過半数所有による支配を原則としてきた。一方で、徐々に潜在的な株主の権利も認めるようになった。いずれも、株主総会への親会社（の経営者）の力を発揮しているかどうか、すなわち、経営者と株主の力関係を問題にしていることが考えられる。また、連結の範囲において、株式を中心に、リースなどの他の資金調達源泉も検討された。これらの資金が取引されるのは市場である。このため、米国では証券取引法系統で制度設計がされてきたと考えられる。これに対して会社法系統で連結会計に関する制度設計をすると、どのようになるのであろうか。そこで、主に商法を中心に制度設計がされてきた英国を次に取り上げる。英国は米国と同様にコモン・ローの国であり、会計プロフェッションの専門的判断を尊重する伝統が継承されるなかで会計基準が発達していたとの指摘もある（斎野 2006, p. 4）。しかしながら、英国では会社が自発的に連結財務諸表を公表したのはわずかであり、連結採用の推進力となったのは 1947 年会社法であると言われている（Shaw 1973 等）。すなわち、連結会計では、米国とは異なる導入のされ方をしてきた。支配力についても相違点があるかどうかを確認するために、次に英国を取り上げる。

(2) 英国会計制度における連結の範囲

英国の 1947 年会社法において連結が規定され、SSAP14 において連結財務諸表の作成が義務付けられた（par. 15）。SSAP14 は、英国本国と海外の会社の関係が支配従属関係にあるかどうかの問題となり、次の場合に該当する場合と規定している（pars7-8）。

- (a) 他社の株主であり、その取締役会の構成員を支配している場合
- (b) 額面額において、当社の持分株式資本（equity share capital）の過半数を所有している場合
- (c) ある子会社の子会社は、子会社である

その後、1985 年会社法においても、この規定が引き継がれている（1985 年会社法第 736 条⁸⁾）。このように取締役会への支配と議決権に限定されない持分の過半数所有を取り上げていた。このため、少数派であっても支配することが可能となったと指摘されている（Ordeltcheide 2000）。また、当時の連結の範囲は、株主総会で投票する権利であり、取締役会において、他の企業の取締役が従う義務がある当該他の企業の営業方針および財務方針に関する指令を与える権利であり、こうした場合には支配的な影響力があると捉えられた（Ordeltcheide 2000）。すなわち、単なる「支配」ではなく、支配的な「影響力」が連結の範囲を決める際の要素としている。

また、1985 年会社法は、支配的な影響力に加え、統一した管理運営をするために、経営参加持分の所有が欠かせないとした。この経営参加持分は「当該持分から生じる、またはそれに関連する支配力もしくは影響力の行使によって、親企業の活動に貢献する目的で長期間保有している持分」として定義されている（1985 年会社法第 260 条）。株式の 20% の保有

でも、それが反証されない限り、経営参加持分として考えられ、それより少ない所有も、転換社債やオプションがある場合には、経営参加持分があるとみなされ、行使されていなくてもよく、一般市場が不利な状況にあるがゆえに行使されそうもない「価値のない」オプションや転換社債であっても排除されない⁹⁾。しかしながら、1985年会社法は、支配によって連結の範囲を決定することが明記せず、その後、1992年に公表されたFRS2において明記された。すなわち、ある実体が直接財務及び営業方針を有しており、支配されている実体の活動から経済的便益を得ていることが示されている場合には、支配が存在していることとなる(par. 6)。「支配的な影響力を実際に行使する」という表現も、会社法による定義がなされないままであったが、「支配的な影響力の実際の行使」を「影響力を受ける企業の営業方針および財務方針が支配的な影響力の保持者の要請に従って彼らに便益をもたらすように設定される場合の影響力の行使である。なお、当該保持者の要請が明らかであるか否かは問わない。支配的な影響力の実際の行使は、それが行使される方法ではなく、実際の結果によって判断される」と明記された(FRS2 par. 7b)¹⁰⁾。

統一された管理運営は、複数の企業の営業活動が統合され、企業は一つの単位として管理運営されていることである(FRS2 par. 74)。これにより、単なるエージェンシー関係の大半は、排除されることになる(Ordelheide 2001)。既述の取締役会での支配は、企業集団として統一した管理運営を行なうためであると考えられる。また、経営上の契約なども取り上げられ、権利がどのように行使されるのかを問題にしている。

このように、英国も、米国と同じように議決権付株式の過半数所有を取り上げているが、米国のSS7では見られたものの、その後考慮されなくなった経営面についても規定するようになった。米国と英国では異なる面が見られるのは、英国では取締役のかなりの割合が、世襲的取締役で、財産所有ときわめて密接に結合していることから、単一の社会集団を形成している契約社会を前提とした支配力であると考えられる(粕谷、正木編1991, p. 378)。したがって、所有と経営の分離が進んでいる米国とは異なっている。それでは、国際会計基準はどのように規定されているのだろうか。国際会計基準と英国の関係については、国際会計基準審議会(IASB)が基準設定を担うようになってから、英国を代表するメンバーが影響をIASBに影響力を発揮しているとの指摘もある(斎野2006, p. i)。次に、国際会計基準を取り上げる。

(3) 国際会計基準における連結の範囲¹¹⁾

国際会計基準で最初に連結会計について規定されたのは、1976年公表のIAS3「連結財務諸表」(以下、IAS3)である。IAS3は親会社の支配下にある企業集団のために連結財務諸表を作成することを目的とし、ここでの企業集団を、親会社及び子会社として定義し、親会社は他の会社の議決権付株式を保有するものであり、子会社は他の会社によって議決権付株

式を保有されているものと定義している (IAS3, par. 1, 4)。このように議決権付株式の保有が基準となる。詳細については、(a) 持分の過半数を所有しているが、議決権付株式保有が過半数を満たさない場合は、(b) 法令または契約によって、企業の財務方針及び営業方針を左右しうる力を有する場合、これらの方針を支配下におさめている例としては、取締役会の構成員の過半数を選任する力がある場合及び経営上の契約や定款による場合がある。

その後、改訂作業が進められて 1994 年に公表されたのが、IAS27「連結財務諸表と子会社投資の会計処理」(以下、IAS27 とする)である。

IAS27 は、企業集団について「『親会社及びそのすべての子会社をいう』とし、『親会社』とは、一つ又はそれ以上の子会社を有している企業をいう。『子会社』とは、他の企業(親会社という)によって支配されている企業をいう」とし、ここでいう支配は、ある企業の活動から便益を得られるように、当該企業の財務方針及び営業方針を左右できる力と規定している (IAS27 1994 par. 5-6)。すなわち、議決権付株式の過半数所有は、支配があるかどうかを客観的に判断するための便宜的な方法と捉えられた。IAS27 (1994) は、支配の存在をある企業の活動から便益を得られるかどうかを問題とし、議決権付株式が過半数に満たない子会社でも、他に親会社による支配を示す証拠があるのなら、支配が存在することとなった (IAS27 1994 par. 10)。このように、IAS3 は議決権付株式の過半数保有がある場合には子会社とする、いわゆる持株基準を採用していたが、IAS27 (1994) は議決権付株式の過半数所有は意思決定機関を支配しているかどうかの一要素とする、いわゆる支配力基準を採用した。

2001 年 4 月からは会計基準のコンバージェンスが掲げられるようになり、基準設定については、国際会計基準審議会が担うようになり、また欧州連合 (EU) が、2005 年に EU 域内上場企業に IFRS の適用を義務付けたことで、IFRS は注目を浴びるようになった。IASB から公表された IAS27 (2008) は、親会社がある企業の議決権付株式の過半数を直接的に又は子会社を通じて間接的に所有している場合には、当該所有が支配とはならないことが明確に示されるような例外的な状況は別として、支配が存在していると推定されると規定し (IAS27 (2008) pars. 12~13)、連結範囲は引き続き支配力基準により決定されるようになった。その際、企業が他の企業の財務及び経営方針を支配する力を有しているかどうかを評価する場合に、企業が現時点で行使可能又は転換可能となっている潜在的議決権の存在及び影響を検討するようになった (IAS27 (2008) par. IN10)¹²⁾。

2011 年に公表された IFRS10 は、連結の範囲において支配に焦点をあてていた IAS27 (2008) と、リスク及び経済価値に重点を置いていた SIC12「連結—特別目的事業体」の間で不整合が指摘されていたことに対応して公表された (IFRS10 par. IN3)。これにより、従来の国際会計基準 IAS27 (2008) は企業には法人格のない事業体を含めることを明示していたが、IFRS10 は「企業」の定義をあえて行わないことで、法人格のない企業も、パートナ

ーシップや信託も連結範囲に含めることにした。また、投資先を支配しているかどうかを、①「投資先に対するパワー」、②「投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利」、③「投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを使用する能力」の3つの要素により判断するようになった（IFRS10, pars. 6, par. B2）。以下、それぞれ取り上げる。

まず、①「投資先に対するパワー」は、投資者が、投資先のリターンに重要な影響を与える活動、すなわち「関連する活動（relevant activities）」を指図する現在の能力を投資者自身に与える現在の権利を有している場合に、投資先に対してパワーを有しているとするものである（IFRS10, par. 10）。「関連する活動」の例として、財及びサービスの販売及び購入、金融資産の管理（デフォルト時の管理を含む）、資産の選択、取得及び処分、製品やプロセスの研究開発、資金の調達管理、予算の設定やその他の主要な意思決定の実行、主要な経営幹部の選解任や報酬決定がある（IFRS10, pars. B11, B12）。また、パワーは、実質的な権利を考慮することとなり、具体的には、議決権、潜在的議決権、他の企業（「関連する活動」を指図している経営幹部や別の企業）を選任または解任する権利、重要な取引（投資者のリターンに重要な影響を及ぼす取引）の実行を指図する権利や変更を拒否する権利、「関連する活動」を指図する能力を保有者に与えるその他の権利（経営管理契約上の意思決定権など）をみる（IFRS10, pars. B15, B10）。このように権利の評価については、投資先に対するパワーの追加的な証拠となる可能性のある要因、取締役会の意思決定を実質的に支配しているかどうかをみるものである。いわば、投資先の株主総会及び取締役会などの意思決定機関をみるものである。

次に「投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利」である。これは、投資者が被投資者の業績によってその関与から生じる自身へのリターンが変動する可能性がある場合、当該投資者は、その関与から生じるリターンに対する権利を有していることになるのである（IFRS10, par. 15）。リターンの例としては、配当及びその他の経済的便益の分配、投資価値の変動、信用補完や流動性補完の提供による損失に対するエクスポージャー、資産・負債に対する残余持分、投資先の資産・負債のサービシングにかかる報酬、他の持分保有者に利用可能でないリターン（例えば、営業上等のシナジーによるリターン）がある（IFRS10, par. B57）。

最後の「投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを使用する能力」は、投資者が支配を有していると判断するためには、単に被投資者に対するパワーとその関与から生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているというだけでなく、被投資者への関与から生じる投資者自身へのリターンに影響を及ぼすようにパワーを行使できることを求めている（IFRS10, par. 17）すなわち、意思決定権限の範囲、他の当事者が保有する権利、報酬、他の関与により生じるリターンの変動制に対するエクスポー

ジャーの4つの要因のすべてを検討して総合的に判断する必要がある (IFRS10, par. B60)。

このように、IFRS10では支配力を三つの要素から判断することとなった。潜在的議決権は、具体的にどのように考慮するのかについての指針が変わってきている。IAS27 (2008)は、潜在的議決権を取得できるオプションなどが現在行使可能なものであれば、それを現在議決権があるかのように扱うことを求め、実務上行使価格などの状態にかかわらず、現在行使可能であれば支配の判定上有効な議決権として扱われることがあった。また、経営者の意図及び当該権利を行使または転換する財務的能力を考慮しないという例外も設けられていた。IFRS10は、この潜在的議決権の行使価格や転換価格の状態、すなわち、潜在的議決権がイン・ザ・マネーまたはアウト・オブ・マネーの状態であるかを支配の判定に際して考慮すべき要因として明確化したことである。したがって、潜在的議決権がデープ・オブ・ザ・マネーの状態である場合には、当該潜在的議決権は実質的な権利ではないとみなされる可能性がある。また、①「投資先に対するパワー」の要素は、主に投資先の状況・権利をみるものである。それに対して、②「投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利」及び③「投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを使用する能力」の要素は、投資先からのリターンに注目している。すなわち、投資先のみならず、投資側そのものの状況も見るのである。具体的に、潜在的なものも含めた権利だけではなく、配当及び報酬といった資金の動きを把握していくのである。

最後に、英米、国際会計基準からの影響を受けてきた日本の制度を取り上げる。

(3) 日本基準における連結の範囲

日本の連結会計制度が真剣に検討されたのは、国内の会計不正がきっかけで設けられた。すなわち、1964年秋から1965年春にかけて親会社の子会社に対する「押し込み販売」が横行した結果として、子会社が連鎖的に倒産し、大規模な利益操作が行われていたため、1964年11月に日本特殊鋼、12月にサンウェーブ工業、1965年3月に山陽特殊製鋼が倒産し、長期にわたる巨額の粉飾を行っていたことが判明した (兼子 1975, 中村他 1976 等)。

そこで、大蔵省 (現、金融庁) の諮問機関である「企業会計審議会」は、1965年3月の大蔵大臣の諮問に対して、1967年5月19日に「連結財務諸表に関する意見書」を答申した。1975年6月24日に、企業会計審議会は「連結財務諸表の制度化に関する意見書」を公表した。この「制度化意見書」は、1967年意見書を基礎として、これに制度化という観点から再検討を加えるとともに、国際的な連結会計基準の動向を斟酌し、「連結財務諸表原則」(以下、『原則』とする) が作成されている。

審議過程で問題となった点として、子会社を、持株基準によってか、それとも支配力基準によって判定するかで議論された (中村他 1976)。すなわち、株式の過半数所有という基準は実態に即さないというのが、支配力基準を支持する人たちの主張であったが、支配力基準

はその適用が困難であること、また当時の商法が持株基準によって子会社の定義をしていること（274条ノ3）から、持株基準が採用された。その結果、連結の範囲は、次のように規定された。

- 1 親会社は、原則としてすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない。
- 2 親会社とは、他の会社における議決権の過半数を実質的に所有している会社をいい、子会社とは、当該他の会社をいう。親会社及び子会社又は子会社が他の会社における議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社もまた子会社とみなすものとする。

また、「[注解3] 議決権のある株式または出資の実質的所有について」として、議決権のある株式又は出資の所有の名義が役員等会社以外の者となっても、会社が自己の計算で所有している場合には、当該会社が実質的に所有しているものとする規定されている。

一方で、『原則』は、子会社はすべて連結の範囲に含めるものの、次に該当する場合には除外することとした（注解4）¹³⁾。

- (1)更生会社、整理会社等有効な支配従属関係が存在しないため組織の一体性を欠くと認められる会社
- (2)破産会社、清算会社、特別清算会社等継続企業と認められない会社
- (3)親会社がその議決権の過半数を単に一時的に所有していると認められる会社
- (4)前記以外の会社であって、連結することにより利害関係者の判断を誤らせるおそれのある会社

また、小規模子会社を連結範囲から除外することとして、「子会社で、その資産、売上高等を考慮して、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲に含めないことができると規定されている（注解4）。なお、小規模子会社の判定基準としては、当時は従来証券取引法において重要な子会社の判定基準として用いられてきた15%基準が参考にされた。この基準は、いわゆる重要性の原則であり、国際会計基準も含めて他国の基準には見られないものである。

この間、子会社等を通じての経済活動の拡大化および海外における資金調達活動の活発化など、わが国企業の多角化・国際化の進展、わが国証券市場への海外投資家の参入の増加等の環境の著しい変化に伴い、企業の側においては連結経営を重視する傾向が強まるとともに、投資者の側からは企業集団のリスク・リターンを的確に判断するための要望等、連結情報に対するニーズが一段と高まっていた（森田他 1998, 2000）。このような状況を反映して、わが国の連結情報に係るディスクロージャーの現状については、連結の範囲については、「持株基準」が採用されている点が問題点として指摘されてきた。このような状況に鑑み、企業会計審議会は、1997年6月6日に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表し、『原則』を全面的に改訂した（以下、『改訂原則』とする）。『原則』は子会社の判定基

連結会計制度上の支配力の変遷と ICO トークンの取扱い

準として「持株基準」を採用していたが、国際的には「支配力基準」が広く採用されていることから、『改訂原則』は「支配力基準」を採用した（第三・2）。具体的には、次のように連結範囲を規定した。

1 親会社は、原則としてすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない。

2 親会社とは、他の会社を支配している会社をいい、子会社とは、当該他の会社をいう。

他の会社を支配しているとは、他の会社の意思決定機関を支配していることをいい、次の場合には、当該意思決定機関を支配していないことが明らかに示されない限り、当該他の会社は子会社に該当するものとする。

(1)他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合

(2)他の会社に対する議決権の所有割合が100分の50以下であっても高い比率の議決権を有しており、かつ、当該会社の意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合

3 親会社及び子会社又は子会社が、他の会社を支配している場合における当該他の会社も、また、子会社とみなすものとする。

4 子会社のうち次に該当するものは、連結の範囲に含めないものとする。

(1)支配が一時的であると認められる会社

(2)前記以外の会社であって、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社

また、「支配している一定の事実について」は、次のように規定されている（注解5）。

他の会社の意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合とは、例えば、次の場合をいう。

(1)議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合

(2)役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合

(3)役員若しくは従業員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続して占めている場合

(4)重要な財務及び営業の方針決定を支配する契約等が存在する場合

その後、2001年7月26日に「財団法人 財務会計基準機構」が発足し、その中に会計基準の開発・審議等を行う民間の基準設定機関として「企業会計基準委員会」(Accounting Standards Board of Japan: ASBJ)が設立された。ASBJは、近年における一連の商法改正と2005年の会社法創設および会計基準の国際的収斂に対応する形で、独自に「企業会計基準」を作成・公表している¹⁴⁾。このような技術的な要請に加え、国際的な動向や「東京合意」に鑑み、2008年12月26日に企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(以下『基準22』という)を公表した。

「企業」とは、会社及び会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指すと定義した（5項）。これにより、従来よりも幅広い組織体が連結の範囲の対象となった（24、25項）。

また、「他の企業の意味決定機関を支配している企業」とは、他の企業をいうとし、ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意味決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業は、この限りでないとし、具体的には次の規定を行っている（7項）。

- (1)他の企業（更生会社、破産会社その他これに準ずる企業であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる企業を除く。下記(2)及び(3)においても同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している企業
- (2)他の企業の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している企業であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する企業
 - ①自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権と合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めていること
 - ②役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の企業の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
 - ③他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
 - ④他の企業の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているもの）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合せて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）
 - ⑤その他他の企業の意味決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること
- (3)自己の計算において所有している議決権（当該議決権を所有していない場合を含む。）と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であって、かつ、上記(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する企業

このように『基準22』では、「緊密な者」と「同意している者」が取り上げられた。

わが国では、粉飾決算を契機に、連結会計制度を整備し、持株基準から支配力基準へと移行し、徐々に連結の対象となる会社の範囲を広げてきている。国際的な調和化も図られてき

連結会計制度上の支配力の変遷と ICO トークンの取扱い

たが、他国にはみられない重要性の基準を堅持している。設定の経緯からすると、日本は大規模会社の粉飾防止のために連結財務諸表の導入が行われてきたため、小規模の会社は想定していないことが考えられる。しかしながら、重要性の基準があることで、当初の目的を達成できているかは明らかではない。

3. ICO トークン

ICO は、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行う行為を総称するものであり、トークン購入者の視点に立った場合には、以下の分類が可能とされている（論点整理7項）。

- (1)発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っているとされるもの（投資型）
- (2)発行者が将来的に物・サービス等を提供するなど、上記以外の債務を負っているとされるもの（その他権利型）
- (3)発行者が何ら債務を負っていないとされるもの（無権利型）

論点整理は、基本的に前項(2)及び(3)に記載した「その他権利型」及び「無権利型」のうち、資金決済法上の暗号資産 2 に該当する ICO トークンを対象としている。

また、論点整理は、ICO トークンには、さまざまな権利が付帯される可能性があり、特にその発行取引については設計の自由度が高いことから、個性が強いことが考えられるため、権利に応じた会計処理を検討している（9項）。

わが国の会計制度に影響を与えている IASB は、ICO の取引を、投資家から法定通貨あるいは仮想通貨を受け取り、暗号資産（cryptoasset）を提供する取引と解釈している（IASB 2018, par. 11）。この時、借方は法定通貨ないしは仮想通貨を記録することとしているが、貸方をどのように処理するかが問題となっている。すなわち ICO によって発行した暗号資産に対する義務がどのようなものであるかによって、会計処理が異なるとしている。しかしながら、借方が問題とならないわけではなかった。例えば、有吉（2017）は、法定通貨と仮想通貨のどちらを受け取るかによって、権利義務が変わってくることを指摘している。辻（2021）は、そもそも暗号資産に資産性があるかどうかを問題としている。

IASB は、暗号資産を保有する投資家の権利によって考え、その権利によって、持分、金融負債、非金融負債、収益のいずれかで処理することが検討している。すなわち、暗号資産を保有している投資家が有する権利が、残余財産分配請求権（entitled to distributions paid）である場合には、持分として処理することを指摘している（IASB2018, pars. 19-21）。なお、クラウドファンディングとの類似性から検討した秋葉（2017）は、ICO によって資金提供者が資金調達企業に対して、何らかの持分を有したわけではなく、株主の払込がないため、会計上の資本とはならないことも指摘していた。また、当該権利が、現金を引き渡す

義務である場合には、金融負債として処理することを指摘している（IASB2018, pars. 22-24）。次に、企業の義務が、投資家の保有する暗号資産を他者の財・サービスと交換する取引を成立させるための義務と考えられるならば、非金融負債として処理することを指摘している（IASB2018b, pars. 25-26）。これは、企業の財・サービスを提供する義務の履行を約束した者ではないと考えられる場合が少なくないからである（秋葉2017）。更に、企業の義務が、将来無償あるいは減額された価格で自社の財・サービスを提供する義務であるならば、収益認識基準に従って処理することを指摘する（IASB2018, pars. 27-31）。最後に、暗号資産を有する投資家に対して何も義務を有しておらず、正常な営業過程では新しい暗号資産を発行せず、収益認識基準における顧客に該当しない場合では、情報有用性の観点から会計処理が行われることになる（IASB2018, pars. 32-33）。最後の情報有用性の観点からはどのような会計処理が行われるべきなのかは、引き続き検討されることになると考えられる。また、現状、ICOトークン自体、制度上の取扱いが定まっていないため、ICOトークンによる権利が、どの程度認められるかどうかは、検討中である¹⁵⁾。しかしながら、支配力の存在により連結財務諸表の作成単位が決まっており、支配力が情報の範囲を決定している現状では、支配力とICOトークンの関係を見ていくことが、今後の参考になると考えられる。

まず、米国は、経営者と株主の関係を重視していた。そこで、株主に類似した権利を得た資金拠出者に対する支配があるかどうかを検討対象になると考える。次に、英国は、大会社の取締役の相当数が、世襲的であったため、財産所有者ときわめて密接な関係を築いていたため、取締役会への支配を問題としていた。このとき、経営者が、財・サービスに関する交換取引に関して、どのような契約を結んでいたのかも見る必要があった。そこで、ICOトークン拠出者が、拠出先に対して、どのような契約を結んでいるのか、それによってどのような権利を得ているのかを見ていくことで、支配の存在を把握していくことになる（正木1991 p. 409）。IASBは、支配の存在を、究極的には資金の流れで把握する。この場合、投資先だけでなく、投資している側の状況も見る。したがって、ICOトークン拠出者自身が、拠出先からどのような権利を得ているのか、これによって支配の存在を把握していく。日本は、経営者が意図的に連結外しを行なうことを防ぐために制度設計され、改訂されてきた。そこで、ICOトークンによる資金調達によって構築された関係が見受けられれば、積極的に支配の存在があるかどうかを把握していく必要がある。

また、既述のように、当初、株式会社が連結の対象であったが、日本は、投資事業組合、組合、信託といった組織も連結の対象としている。これは、日本に限らず、株式会社以外を連結対象とするため、米国は変動持分の考えを取り入れている。国際会計基準も、親会社、子会社を、それぞれIAS27においては「Parent」「Subsidiary」、IFRS10では「Investor」「Investee」と変更している¹⁶⁾。すなわち、IASBは、組織に限らず、個人も想定している可能性がある。株式会社のみを連結対象とした結果、株式会社以外の組織を利用した粉飾決

連結会計制度上の支配力の変遷と ICO トークンの取扱い

算が行われたからだと考えられる。すなわち、連結会計制度の変遷の特徴としては、連結外しの防止が挙げられる。このことから、ICO トークンを利用した資金拠出についても、今後、連結対象として検討していく必要はあると考える。

4. まとめ—ICO トークンによる支配力の可能性

本稿は、連結会計制度における支配力の変遷を整理し、ICO トークンについて検討した。ICO トークン自体が制度的に認められるかも関係するが、粉飾防止のためには、今後、支配力があるかどうかの検討対象になると考えられる。しかしながら、株式保有による支配とは当然異なる。その際、株式保有と同じように純資産ないしは資本として表示してよいのかどうかという問題も生じることが考えられる。その際、普通株式によって資金調達した部分を「資本金—普通株式」とし、ICO トークンによった場合を「資本金—ICO トークン」と別記することも考えられる。

注 —————

- 1) ライブドアは、2004年9月期の決算で、約53億円の利益粉飾を行なったが、その際、投資事業組合を連結せずに、一般の取引先とすることで、利益操作を行っていた（井端2008）。
- 2) 柳田（2022）がEDINETを基に、暗号資産の財務諸表における表示を次のようにまとめている（p.1）。

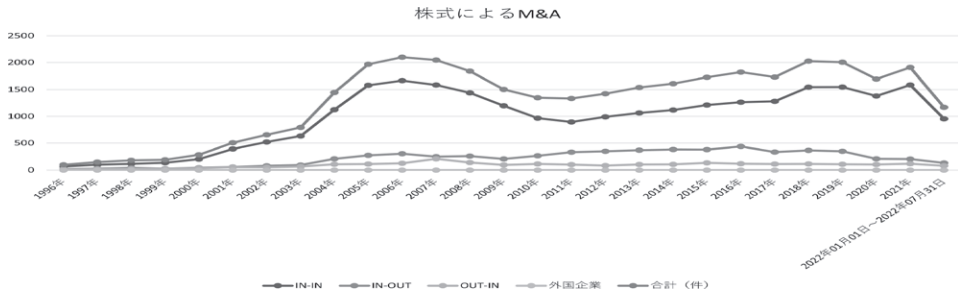
【図表2】 暗号資産の財務諸表における表示

年	2021	2020	2年連続
貸借対照表	13	8	7
損益計算書	29	17	13
合計（重複除き）	35	21	17

また柳田（2022）は、デリバティブと同様に、トークンを含めた暗号資産の開示請求はないことから、財務諸表に表示がなくとも、少額の暗号資産を保有している企業は他にもあること、さらに、暗号資産関連の企業には、有価証券報告書を開示していない非上場の企業が多くあることから、さらに多くの企業が暗号資産を利用していることを指摘している（p.1）。

- 3) 7月26日に開催された実務対応専門委員会では、取引の事例が少ないうえに、それらの事例の個別性、固有性が高かったことから、取引の類似化が難しく、ケースごとの会計処理を示すことができないと判断し、「原則的な取扱い」のみの案を定めることになっている。
- 4) もっとも、株式による件数が減っているわけではない。「株式」で同期間の1996年1月1日から2022年7月31日を検索したところ、以下ようになった。株式によるものが依然として多いことは伺われる。

[図表 3] 株式による M&A



- 5) 「持分」は貸借対照表の貸方全体を表す Paton の考えも反映していることが伺われる (Paton 1922 参照)。
- 6) SS7 は、次の四つにあてはまる子会社を連結から除外することが望ましいとしている (p. 195)。
- ① 会社による支配が一時的と思われるか、または法的制約によって制限されている場合。
 - ② 議決権普通株または優先株が少数株主によって比較的多く所有され、その結果、支配的な中心的財務持分が存在しない場合。
 - ③ 連結会社の貸借対照表日が、適正な短い期間にまとまっていない場合。もし支配的な中心的財務持分および経営管理的支配が認められ、かつ貸借対照表日が、可能であればその連結会社を連結財務諸表の決算日に一致させなければならない。
 - ④ 為替取引の制限もしくは政治状況または経済状況の不安定であるといった不穏な状況の外国にある子会社のうち一社またはそのすべてを連結範囲から除外することが望ましい。いずれの場合でも、連結財務諸表の中で外国における営業活動の成果とその状態とを適切に公表すべきである。
- 7) 1988 年 12 月 15 日より以前は、連結財務諸表から異質な業務を除外することが認められていた。しかしながら、SFAS94 は、異質な業務を行う子会社でさえ連結すべきであると規定した。ただし、子会社は次のようなときには連結されるべきではないと述べている。それは、(a) 支配が一時的なものであるような場合、または (b) 支配が過半数の所有者に左右されない場合、である。もし子会社が法的な再編成や破産、あるいは厳しい外国為替制限やその他の政治的に不安定な状況のもとで業務を行なっていれば、支配は過半数の所有者に左右されない。
- 8) 変動持分の概念の設定に至る過程として、米国エネルギー会社大手のエンロンが、3,000 社を超える Special Purpose Entity (SPE) を連結しなかったため、巨額の負債を抱えたまま倒産手続きに入ったことへの対応が挙げられる (長谷川 2019 p. 765 参照)。
- 9) 1985 年会社法のもとでは、個々の子企業は次の条件に該当する場合、連結およびその代替情報から除外される (第 229 条)。
- ・親会社の権利に長期的な厳しい制約が課されている場合
 - ・親会社の持分が、転売目的で一時的に所有されている場合
 - ・連結財務諸表の作成に必要な情報が、不当な費用もしくは過度の遅延なくしては得られない場合
 - ・複数の子企業が重要性に基づいて除外されており、これら除外された子企業の集合それ自体

が重要でない場合

- ・ 1 社もしくは複数の子企業の活動が当該企業集団におけるその他の子企業と非常に異なっている場合

- 10) 具体的には、次のように規定している (pars. 72, 73)。
 - ・ 拒否権は一般に、その他の権利や権力とともに保持されねばならない。または、類似した拒否権が関係のない第三者によって保持されているのでなければ、拒否権は日常活動に関連したものである必要があるであろう。
 - ・ 通常の商取引関係それ自体では、支配的な影響力として十分でない。
 - ・ 重大な問題に関して稀に干渉することは、支配的な影響力として十分であり得るし、それは反証されない限り継続するとみなされるであろう。
 - ・ 子企業の状態は、毎年再評価されねばならない
- 11) 国際会計基準の連結範囲の変遷は、拙稿 (2019) を参照している。
- 12) 2008 年に改訂された IAS27 では、引き続き支配力基準より連結範囲が決定され、この支配力基準との関連から、親会社持分以外の持分が少数ではない場合も生じ、従来の少数株主持分は不適切だという意見が出されていた。そこで、子会社に対する持分のうち、親会社に直接または間接的に帰属しないものについては、非支配持分となった (IAS27 (2008) par. 4)。
- 13) 中村他 (1976) によると、最初は、除外の範囲をできるだけ狭くすることにしたが、これには経済界から強い反対があり、当初の方針を緩めざるを得なくなった
- 14) ASBJ は、純資産及び株主資本等変動計算書に関する基準を公表しており、この結果、『改訂原則』については多くの読み替えが必要となっていた。
- 15) 新型コロナウイルス感染拡大を受け無観客試合が多くなったスポーツ業界にとって、資金調達のため、さらには観戦以外でファンの関心を集める企画として、国内外でファントークンが注目されている (株式会社トランス 2021)。特定のチームのトークンを保有して付与される権利としては、チケット抽選、オフィシャルグッズのキャッシュバック、フォトコンテストやクイズへの参加権利、ユニフォームのデザインや選手の入場曲を決めるときの保有者限定投票への参加権利などが例として挙げられている。
- 16) また、英国では、親会社、子会社に相当する原語が 1985 年会社法において、それぞれ会計上は「parent」「subsidiary」、法律上は「parent undertaking」「subsidiary undertaking」と区別されているものの、本稿で取り上げた基準と同様の違いがあるかどうかまでの検討はできていない。

参考文献

- A. A. A. (1954), Committee on Accounting Concepts and Standards, Supplementary Statement No. 7, *Consolidated Financial Statements*. (中島省吾訳編 (1964) 『増訂 A. A. A. 会計原則』中央経済社)。
- A. A. A. (1965). Committee Report, “The Entity Concept”, *The Accounting Review*, Vol. 40, No. 2, April, 358-367.
- 秋葉賢一 (2017) 「仮想通貨と収益認識 (1) —ICO の会計処理—」『週刊経営財務』3338 号, 30-33。

- 有吉尚哉 (2017) 「Initial Coin Offering (ICO) に対する金融規制の適用関係に関する一考察」『NBL』1111号, 4-13。
- ASB (1992), FRS 2: *Accounting for subsidiary undertakings*, July.
- ASB (1994), FRS6: *Acquisitions and Mergers*, September.
- ASC (1978), SSAP14: *Group accounts*, September.
- AICPA (1959), “*Consolidated Financial Statements*,” Accounting Research Bulletins No. 51 August. (日本公認会計士協会国際委員会訳 (1969) 『会計原則総覧』関東図書)。
- 番場嘉一郎, 会田義雄, 白鳥庄之助 (1997) 『連結財務諸表 理論・実務・演習』東洋経済新報社。
- Dodge, R. (1996), *Group Financial Statements*, An International Thomson Publishing Company (London).
- FASB (1987), SFAS No. 94, *Consolidation of All Majority-Owned Subsidiaries*, October.
- FASB (1991), *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures Discussion Memorandum*, FASB, September.
- FASB (1995), Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Consolidated Financial Statements: Policy and Procedures*, October.
- FASB (2005), *Exposure Draft Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Consolidated Financial Statements, Including Accounting and Reporting of Noncontrolling Interests in Subsidiaries, a replacement of ARB No. 51*, June.
- FASB (2017), *Consolidation (Topic 810), -Applying Variable Interest Entities Guidance to Common Control Leasing Arrangements-*, March.
- 藤井喜一郎 (2019) 「中小企業の新たな資金調達手法としての『STO』の可能性」『川口短大紀要』33巻, 12月25日, 49-67。
- 長谷川茂男 (2014) 「50 数年前の基準書 ARB51 とその後の流れ」『CGSA フォーラム (中央大学)』12号, 3月, 14-28。
- 長谷川茂男 (2019) 『米国財務会計基準の実務 第11版』中央経済社。
- IASB (2003), *IAS27: Consolidated and Separate Financial Statements*, 1 December. (邦訳 企業会計基準委員会 (2005) 『国際財務会計報告基準 (IFRSs) 2004年版』雄松堂書店)。
- IASB (2004), *IFRS3: Business Combinations*, 31 March. (邦訳 企業会計基準委員会 (2005) 『国際財務会計報告基準 (IFRSs) 2004年版』雄松堂書店)。
- IASB (2008), *IFRS3: Business Combinations*, January. (邦訳 企業会計基準委員会 (2009) 『国際財務会計報告基準 (IFRSs) 2009年版』中央経済社)。
- IASB (2008), *IAS27: Consolidated and separate Financial Statements*, January. (邦訳 企業会計基準委員会 (2009) 『国際財務会計報告基準 (IFRSs) 2009年版』中央経済社)。
- IASB (2011), *IFRS10: Consolidated Financial Statements*, May. (邦訳 企業会計基準委員会 (2013) 『国際財務会計報告基準 (IFRSs) 2013年版』雄松堂書店)。
- IASB (2018), STAFF PAPER Initial Coin Offerings, <https://www.ifrs.org/-/media/feature/meetings/2018/september/ifric/ap04c.pdf>, September (accessed September 28th 2020).
- IASC (1976), *IAS3: Consolidated Financial Statements*, June.
- IASC (1998), *IAS22: Business Combinations*, London.
- IASC (1989), *IAS27: Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Sub-*

連結会計制度上の支配力の変遷と ICO トークンの取扱い

subsidiaries, London.

IASC (1994), *IAS27: Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries*, London. (邦訳：日本公認会計士協会 国際委員会 (2001)『国際会計基準書 2001』同文館)。

井端和男 (2008)『最近の粉飾—その実態と発見法』[第 2 版] 税務経理協会。

神納樹史 (2000)「連結範囲の決定基準を考える—ムーニッツ学説に学ぶもの—」『一橋論叢』124 巻 5 号, 11 月, 111-125。

神納樹史 (2003)「サブプリメンタリー・ステイトメント第 7 号とムーニッツ学説の比較」『上武大学経営情報学部紀要』26 号, 12 月, 1-14。

神納樹史 (2005)「親会社持分の重要性について」『上武大学経営情報学部紀要』28 号, 12 月, 1-13。

神納樹史 (2014)「連結会計上の負債と資本の区分に関する検討—米国における少数株主持分の取扱いを中心として—」『会計理論学会年報』28 号, 3-14。

神納樹史 (2019)「連結範囲とのれんの処理—国際会計基準の変遷を踏まえて—」『グローバル会計研究』1 号, 13-24。

株式会社トランス (2021)「ファントークンとは—スポーツ業界で導入され始めているトークンの事例も紹介」6 月 16 日 (<https://www.trans.co.jp/column/knowledge/fantoken/>) (2022 年 8 月 30 日参照)。

兼子春三, 稲垣富士男 (1975)『連結財務諸表原則の解説』全経出版会。

紙博文 (2003)『リース会計の理論と制度』多賀出版。

川本淳 (2002)『連結会計基準論』森山書店。

企業会計基準委員会 (2006)「実務対応報告 20 号 投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」9 月 8 日。

企業会計基準委員会 (2006)「実務対応報告 21 号『有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い』9 月 8 日。

企業会計基準委員会 (2007)「実務対応報告 23 号『信託の会計処理に関する実務上の取扱い』8 月 2 日。

企業会計基準委員会 (2008)「企業会計基準第 22 号 連結財務諸表に関する会計基準」12 月 26 日。

企業会計基準委員会 (2009)「企業会計基準適用指針 22 号 連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」3 月 27 日。

企業会計基準委員会 (2008)「企業会計基準適用指針第 15 号 一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」6 月 20 日。

企業会計基準委員会 (2009)「実務対応報告第 20 号 投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」3 月 27 日。

企業会計基準委員会 (2022)「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」3 月 15 日。

企業会計審議会 (1975)「連結財務諸表原則」6 月 24 日, 最終改正 1997 年 6 月 6 日。

企業会計審議会 (1975)「連結財務諸表原則注解」6 月 24 日, 最終改正 1997 年 6 月 6 日。

企業会計審議会 (1998)「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」10 月 30 日。

- 菊谷正人 (1988) 『英国会計基準の研究』 同文館。
- 金融庁 (2022) 「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」 6月3日。
- 黒川行治 (1998) 『連結会計』 新世社。
- 久保田安彦 (2022) 「米国におけるデジタル資産・暗号資産と証券規制」 『慶應法学』 48号, 3月, 87-118。
- Legislation.gov.uk (<https://www.legislation.gov.uk/>) (accessed August 1th 2022)。 (* 英国会社は, こちらで参照)
- 正木久司 (1991) 『株式会社支配論の展開 [イギリス編]』 文真堂。
- 榊田宗彦 (2022) 「『資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理』 に対するコメント」 6月6日 (https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20220315_01_CL13.pdf) (2022年8月15日閲覧)。
- Moonitz, Maurice (1951), *The entity theory of consolidated statements*, The Foundation Press (Brooklyn). (邦訳 片野一郎監訳, 白鳥庄之助訳注 (1962) 『ムーニッツ連結財務諸表論』 同文館)。
- 森田哲彌, 白鳥庄之助編著 (1998) 『連結財務諸表原則詳解』 中央経済社。
- 森田哲彌, 兼田克幸, 市川育義 (2000) 『連結財務諸表制度詳解』 中央経済社。
- 村上翔一 (2020) 「ICO に関する会計処理」 『敬愛大学研究論集』 98号, 12月, 173-207。
- 中村忠, 會田義雄, 鮎子田俊助, 白鳥庄之助 (1976) 『連結財務諸表原則—解説と検討』 白桃書房。
- 中村忠 (1997) 『新版 財務会計論』 白桃書房。
- 中井教雄 (2021) 「デジタル証券を用いた資金調達と企業価値の関係性」 『修道商学』 62巻1号, 63-78。
- Newlove, G. H. (1926), *Consolidated Balance Sheet*, The Ronald Press Company (New York).
- 日本公認会計士協会 (2008) 「監査・保証実務委員会報告第52号 連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用等に係る監査上の取扱い」 9月2日。
- 日本公認会計士協会 (2008) 「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についてのQ&A」 9月2日。
- 日本公認会計士協会 (2008) 「監査・保証実務委員会報告第56号 親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」 9月7日。
- 日本公認会計士協会 (2008) 「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」 に関するQ&A」 9月7日。
- 小栗崇資 (2003) 『アメリカ連結会計生成史』 日本経済評論社。
- Ordelheide D (2000), *Transnational Accounting*, Palgrave Publishers Ltd, December. (邦訳 西川登, 金田堅太郎, 大崎美泉, 原田隆, 斎野純子, 水野一郎, 白谷健一, 海老原論共訳 (2004) 『連結財務諸表ハンドブック Ⅲ』 税務経理協会)。
- Paton, W. A. (1922), *Accounting Theory*, With Special Reference to the Corporate Enterprise (New York).
- 斎野純子 (2006) 『イギリス会計基準設定の研究』 同文館。
- Sanders, T. H., H. R. Hatfield and U. Moore (1938), *A Statement of Accounting Principles*, Ameri-

連結会計制度上の支配力の変遷と ICO トークンの取扱い

can Institute of Accountants (New York). (邦訳 山本繁 勝山進 小関勇 (1978) 『SHM 会計原則』 同文館)。

佐藤倫正 (1997) 「連結財務諸表の目的—現金創出力をめぐって」 『JICPA ジャーナル』 505号, 8月, 30-35。

Shaw, J. S. Edited (1973) *Bogie on Group Accounts*, Jordan & Sons Limited (Bristol).

白鳥庄之助, 広瀬義州, 西村義明, 逆瀬重郎, 兼田克幸, 小林公司, 小宮山賢, 鈴木洋二 (1997) 「座談会『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』をめぐって」 『JICPA ジャーナル』 9巻 9号, 9月。

SEC: United states Securities and Exchange Commission (1940), *Regulation S-X*, Washington.

SEC: United States Securities and Exchange Commission (1956), Accounting Series Releases. United States Government Printing Office (Washington).

武田隆二 (1975) 「連結範囲の画定—連結財務諸表制度の問題点1」 『會計』 107巻 4号, 4月, 505-519。

田中弘, 原光世 (1990) 『イギリス会計基準書』 中央経済社。

辻峰男 (2021) 「信託と暗号通貨の資産性」 『信託研究奨励金論集』 42号, 11月, 319-339。

山地範明 (2000) 『連結会計の生成と発展』 中央経済社。

山浦久司 (1993) 『英国株式会社社会計制度論』 白桃書房。

付記 本稿は、東京経済大学 2021 年度個人研究助成費 (受給番号 21-18) による研究成果の一部である。